

大阪市地域福祉推進指針（素案） 概要版

第Ⅰ章 「大阪市地域福祉推進指針」の策定にあたって

1 「地域福祉計画」から「地域福祉推進指針」へ

- (1) 「計画」から「指針」へ
- (2) 地域福祉推進指針とは ①内容と構成 ②推進主体 ③取組期間

2 大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行期における地域福祉の推進

- ・大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行期においても、地域の福祉活動等が決して停滞することがないように地域への支援を展開
- ・新たな基礎自治体の設立時には円滑に地域福祉活動や地域福祉計画の策定等がスタートできるよう、移行期の間から準備を推進
- ・区や校区等地域、大阪市域等の様々なレベルにおいてPDCAサイクルにより移行期の取り組みを進捗管理

背景

第Ⅱ章 地域福祉の推進にあたって(地域福祉とは)

基本的な考え方

地域福祉の具体化のための視点

地域福祉の担い手

地域福祉推進の方向性

理念

第Ⅲ章 地域福祉アクションプランの検

- 1 これまでの取り組み
- 2 これからの課題
 - (1) アクションプランの新たな取り組み
 - (2) 新たな基礎自治体における福祉計画の策定に向けて

第Ⅳ章 いま求められている取り組み

- 1 みんなで支え合う豊かなコミュニティづくり
- 2 支援が必要な人々へのつながりづくり
- 3 災害時に備えた地域における支え合いの仕組みづくり
- 4 地域福祉活動の担い手の層を厚くする取り組み
- 5 多様な協働(マルチパートナーシップ)によるサービスの創出と地域づくり

取り組み

第Ⅴ章 福祉コミュニティを創出する仕組

- 1 区や地域の実情に応じた区独自の福祉システムへの再構
- 2 区民による自律的な地域福祉活動の実現
- 3 多様な中間支援組織との連携による地域福祉活動
- 4 自律した自治体型の区政(福祉政策)運営体制への再構築